

東京帝國大學經濟學會 經濟論叢

第 三 號 第 一 二 卷

大正四年九月一日發行

論 叢

資本論第一版と第二版との相違・法學博士 河上肇

南京條約以前の治外法權問題に就いて・文學博士 矢野仁一

無收益財産の課税・法學博士 神戸正雄

江戸時代に於ける田島永代賣買の禁止・文學博士 三浦周行

時 論

支那の排外運動に對する根本方策・法學士 作田莊一

說 苑

農政上より見たる家産制度・經濟學士 八木芳之助

リカアドに於ける労働價值法則の妥當性に就いて・經濟學士 森耕二郎

雜 錄

近世農村問題の性質・經濟學博士 本庄榮治郎

我國最近の死産に就て・經濟學士 岡崎文規

間接税負擔の地方別研究・法學士 汐見三郎

法 令

五分利國庫債券（第二十五回）發行規程・朝鮮簡易國勢調査ニ關スル件・樺太簡易國勢調査施行規則

（禁 轉 載）

江戸時代に於ける田畠永代賣買の 禁止につきて

三 浦 周 行

一 法律の規定

江戸時代に於て、幕府は田畠の永代賣買を禁じて居つた。幕府の刑法たる御定書¹⁾に、田畠を永代に賣つたものは、過料に處し、賣渡證文に連署した名主は其職を免じ、又證人となつたものは叱(誼責)に處し、これを買取つたものは、其田畠を沒收すると規定して居る。又田畠を質入した場合に於ても、質取人が收益を取り乍ら、其負擔たる年貢諸役は地主に負はせたものは、質置主を過料に處し、質取人は其土地を沒收した上に過料に處し、質入證文に連署した名主は其職を免じ、又證人は叱に處することゝなつて居る。これは貞享頃頼納賣と稱して流行し出したものであつて、諸役丈を地主に負はせる半頼納や、質地の半分を地主に直小作をさせて、質地全部の年貢諸役を地主に負はせる殘地と共に、田畠質入の際、地主の手取が多い丈、後日請け戻し難くな

1) 御定書第三十條

つて、永代賣買と同一の結果に陥り易いから、幕府はこれを禁じたものである。但し此田島永代賣買禁止の除外例とも見るべきものは、(一)高請のない新開の田島と(二)浪人侍等所有の田島とであつて、それらは何れも永代賣が許されて居たのである。當時の開墾法に據ると、新たに土地を開墾する場合、鍬下年期間は無税であつて、期滿後檢地繩張を行ひ、村高に加へるのであつたから、高請のない新田島とは、鍬下年期中のそれを意味すること言ふ迄もない。

是等の條文は其除外例に關するものが、從來の慣例に依つた外は、何れも延享元年極となつて居る。今御定書編纂の記録を見ると、此延享元年極といふのは、同年六月に、寺社奉行大岡越前守(忠相)以下三奉行の伺に對して、將軍徳川吉宗が田島永代賣買の禁止令を舊の如く据置くやうに指令したことを指したものであるが、(其説明は便宜上第三章に讓ること、する)幕府の田島永代賣買の禁止令を發したのは、無論それよりも以前、即ち徳川家光の寛永二十年三月の事であつた。今左に其全文を擧げやう。

田島永代賣御仕置²⁾

一 賣主牢舍之上追放、本人死候時は子同罪、

一 買主過怠牢、本人死候時は子同罪、

但買田畑ハ賣主之御代官又ハ地頭江取上之、

論叢

江戸時代に於ける田島永代賣買の禁止につきて

第二十一卷 (第三號 六七)

三六五

2) 科條類典下卷

3) 享保令典永鑑四十四

一 證人過怠牢、本人死候時ハ子ニ構なし、

一 質に取候者は作り取にして、質に置候者ハ年貢役相勤候得は、永代同前之御仕置、但頼納

買といふ、

右之通田畑永代賣買御停止之旨被仰出候、

これを前に擧げた御定書の規定と對照すると、其刑は何れも一段と重くなつて居る。即ち賣主、買主は勿論、證人迄も皆體刑を科せられた上に、賣主は追放に處せられ、且つ證人を除くの外は、賣買兩當事者の處刑前に死亡した場合に、其子迄が親の罪に坐して同一の處分を受けさせられた。而して頼納の場合は質入人も質取主も共に永代賣買に准じて同刑に處せられるのも亦同様に重くなつて居る點である。

是等の刑法には、これを高請の田島に施行することや、田畑の賣渡證文に名主の連署したことや、田島を賣主の代官又は地頭に沒收することの見て居るのを以て、それが百姓所有の田島を意味したものであることは明白である。勿論侍にも拜領地若しくはそれに准すべき土地の所有者がない譯ではなかつたが、一般には扶持米、切米を給せられて、土地を所有して居なかつたら、こゝには只百姓の場合について規定したに止まる。

二 立法の精神

江戸時代に於ける田畠の永代賣買禁止の刑法と其起源とに次いで考究すべきことは、其立法の精神如何といふことであらう。此時代には、社寺領に所謂御朱印地・古跡地・沽券地・除地等の別こそはあつたが、神領・寺領は一切賣買することも、質入れすることも禁せられて居つた。併し乍らそれと百姓所有地との間の賣買禁止にはおのづから其理由を異にせなければなるまい。而して此問題については、熊考證する迄もなく、當時の立法者自身の説明に聽くを捷徑とする。寛永二十年三月、幕府は彼田畠の永代賣買に關する刑法を發布すると同時に、地方行政に關する七箇條の法令を出して居るが、其第三條に此刑法の理由書とも看做すべきものがあるから、これを左に掲げやう。

一 身上能百姓は、田地を買取、彌宜成、身體不成者は、田畠令沽却、猶々身上不可成之間、向後田畠賣買可爲停止事、

これに據ると、凡そ二つの理由を見出たすことが出来る。一つは豪農の兼併を恐れたことであつて、一つは小農の破産を恐れたことである。而かも田畠永代賣買禁止の主要目的は全く小農の保護の一事であつた。質地の場合に地主に苛酷な條件を附したものの、禁止も亦同一の理由に出で、

居る。別に「田畑賣買候而は、地主之家督減、終に家督を失ひ候故、永代賣買は堅御法度ニ候」⁵⁾との説明を加へて居るもの、あるのは、此點に於て肯綮に中つて居るといへやう。

幕府の農業政策は實に百姓中の大多數を占めた小農を保護して、其所有地を維持させ、乏しい乍らに彼等の生計を持続させることを以て其中心として居つた。前に引いた寛永二十年三月の法令は、田島永代賣買禁止の理由を説明した次の條文に於て、

一 身上不成百姓は、諸代官精入、萬事可致差引、其上にても難續ものには、見合食物類借し、身體持立候様に可入念事

といつて居る。即ち是等の小農に對しては、代官は常に注意して其生活難を緩和するに力め、而かも其生計を維持し難き場合は適宜食糧等の貸與に依つて救助を圖ることを命じて居るのである。約言すれば、小農の保護は實に當時に於ける地方行政官の主たる任務であつた。

幕府は又是等小農の爲めに、其衣食住に干渉して、極度の節約に甘んじさせ、専心耕作に勵むことを強制して居たが、これ亦彼等の生活難の素因を祛除するの目的に出でたものに外ならぬ。幕府の干渉は更に彼等の遺産の分配に迄及んで居る。此時代に於ては、武士階級では一子相續であつたけれども、百姓・町人階級は諸子分割制(遺物配分)が一般に行はれて居つた。被相續人がみづから生前に處分をなして文書を作製し、五人組及び町村自治體の吏員の諒解を得て置けば、

5) 三奉行所問答三所收御勘定奉行江間合書留

著しく不適當のものでない限り有効であつた。然るに百姓に限つては、名主は其持高二十石以上、百姓は十石以上、地面一町以上のものでなくては、分配(分地)の資格を認められぬ。これ言ふ迄もなく、多くもない田畠を諸子に分割するの結果、家資の分散を招いて、彼等が其田畠に離れるに至ることを恐れたからの事であつて、其精神に於ては、田畠永代賣買の禁止法と共通のものがある。

然らば斯様な精神に基いた立法は、徳川幕府の創設であるかといふに、決してさうではない。百姓をして出來得る限り其所有地に離れさせまいとする立法は前代のそれの中にも見出だされる。例へば武田氏の法律⁶⁾では、年貢夫役を怠つた百姓に對して強制執行を爲すの結果、濫りに家資の分散を來たさしむるを不當として、猶豫期間を附すること、して居り、又年期賣の場合にも、期滿後更に十年の猶豫期間を與へて元金償却と共に取得する規定を設けて居る。長曾我部氏の法律⁷⁾では、更に露骨に永代賣買を否認するの精神を示して、證文面では永代賣買(永地)となつて居るものでも、本米十俵以内の場合は、本物を辨償して賣主に取得させ、(所得本物返である)又永代賣買たること明白なる場合にあつても、其證文のないものは、同様本物返とする、本物返であつても、證文がなくば、年毛とする、(年毛とは一定の期間、買主に於て收益した上、賣主に取得させるもの)其他永地若しくは本物であつても、買主が死亡した場合は、賣主(本主)に取得

6) 憲教類典五の十八京都町觸
7) 甲州法度
8) 長曾我部元親百箇條

させる抔といふ賣主に取つては有利な種々の條件を規定して居る。是等の法律に流るゝ精神が、百姓の永久に其所有地から離れるのを防止するにあつたことは極めて明瞭である。此點に於て、江戸時代の田畠永代賣買の禁止は單に前代の遺法を繼承したものといへやう。

而かも更に溯つて其由來を考へると、大化の新政に土地國有の實行を見たのは、畢竟地主の或るものは數萬頃の田を兼併し、或るものは全く容針の少地だもなしといはれた土地兼併の弊に懲りた爲めであつた。故に法律上、宅地・園地及び墾田を除くの外は、一切賣買を禁せられて居る。當時賣買と稱して居たものは、以上の除外例の外は、皆年期賣買に止まつたのである。此制限は土地國有制度の自然崩壊と共に事實上撤廢されたけれども、武家の法制の御家人知行の所領に於て復活された。

貞永式目では恩地の賣買は絶対に禁止されて居るが、其追加に於ては更にこれを一般の私領に迄も擴充して、すべての賣買は禁止され、御家人の中でも殊に貧賤の爲めにともすれば其所領を喪失するの恐れあるものを保護して百方其防止に力め、彼等の所領の一旦他人に賣渡され、又は抵當流れとなつたもの迄も、元本のみを辨償で以て取戻させ、甚だしきは無償でも取戻させることとした。此精神は大體戰國時代の國法にも繼承されて居る。原則として恩地の賣買を禁じ、已むを得ざる場合は、事情を具して願出でた上、年期を定めて賣買することを許した武田氏の法律、

の如きは其一例として見る事が出来やう。

所領の知行を御家人資格の一要件とした鎌倉時代から戦國時代迄は、武士即ち地主であつたが、次第に兵農が分離して、江戸時代には一般の武士は既に地主でなく、地主は百姓となつたから、従來の法律が武士に加へたところの保護や干渉は移して以て是等の百姓に加へられ、別して貧賤なる御家人・被官人共に對する保護は其儘此時代の小農保護となつて現はれたのである。これは社會組織の變革に伴ふ法の自然的發達と謂はなければならぬ。されば立法の根本精神に於ては、前代の繼受たるに相違はないけれども、江戸幕府の立法者に依つて更に具體化されたものが、即ち田畠永代賣買の禁止と其違反者に對する刑事處分とである。

併し乍ら徳川幕府を中心とした統一國家の立法としては、必ずしも前代の繼受にのみ止まつては居なかつた。別して幕府の武士を本位とした國民の食糧政策の加味された點を閑却することは出来まい。幕府は財政の中心を本田畠に置いて居つて、そこでは専ら穀物の收穫を要望し、これに依つて、武士を本位とした國民の食糧問題の解決を圖つたのである。此根本方針よりすれば、百姓が本田畠に於て、「或は五穀に宜しき地を費し、衣食のたすけにならざる者を作る」¹⁰⁾が如きは、甚だ好ましからざる現象と謂はねばならない。幕府が本田畠に於て煙草の栽培を禁止、「若本畑ニ作候は、こき捨可申事」¹¹⁾と厳令するに至つたのも、本田畠に甘蔗を作つて砂糖製作を專

10) 寛保集成二十四所收正徳三年四月書附

11) 同二十三所收寛文十一年五月書附

らとするの風あるを「不可然」として、猥りに本田島に甘蔗を作ることを禁じたのも、同じく本田島に桑を植ゑ養蠶を専らとすることを否認して、新たに桑の栽培をなすことを停止したのも、畢竟するに、食糧とならぬものを以て五穀に代ふることを否認した同一の精神の發露に外ならぬ。此時代には時として飲酒や酒の販賣を禁じたことがあるが、それは飲酒の結果としての不道德の行爲に出でることを防止するよりも、寧ろ斯る有害無益の飲料の爲めに、貴重なる米穀を費やすを恐れたからの事である。故に甘蔗に對しては、「荒地或野山をひらき、米穀不熟等之地江作り候儀は可爲格別事」との除外例を設け、又桑に對しても、「他江植付候は當然之儀」といつて居る。所謂本田島は即ち幕府一流の食糧問題の關鍵たる高請の地であるから、穀物以外の栽培は絶対に許さぬけれども、それ以外の荒蕪地及び山野の開墾に依る新田島には敢てこれを妨げなかつた、否寧ろ奨励した位である。これ丈の事實を知つて然る後幕府が田島の永代賣買を禁止したこと、高請のない新開の田島はこれを除外したことに想到したならば、何人も立法の精神が彼此互に脈絡相通じて居ることを發見するに苦しまぬであらう。又身分は武士であるとはいへ、幕府の社會政策上、常に鎌倉幕府の非御家人に准すべき差別待遇を受けつゝあつた浪人侍の所有の田島が、同じく永代賣買の禁止から除外されたのは、寧ろ當然であらう。

- 12) 天保集成九十七所收文政元年十二月書附
13) 御書付留所收文元治元年四月十一日書附
14) 前掲天保集成九十七
15) 前掲御書付留

三 刑法の實施

徳川幕府の刑法は一般に脅嚇主義を取つて居たのであるが、此田畠の永代賣買禁止に關するものは如何であつたらうか。勿論これにも同主義の加味されて居たことは認められるが、併しこれは幕府として最も重要な經濟政策に基いて居た丈に、切に其効果を擧げることが望んだのである。貞享三年にも田畠の永代賣買を行つた爲めに所追放の刑に處せられたものがある。而かも百姓が此刑辟に觸れるよりも以前に、豫め違法行爲を防止する手段としては、田畠の永代賣買や年貢諸役を地主に於て負擔する質地の類の禁止に關したことは、彼名主扶持高二十石以上、百姓は十石以上に達せないもの、遺産分割を許さぬこと、共に、村方五人組帳に載せて、彼等の間に不斷の注意を喚起することに力めて居た事實がある。

田畠の永代賣買を禁ずるの結果は、地主は制限的所有權を有するに過ぎない。尤も田畠の質入は許されて居たのであるから、地主はこれに依つて融通を圖ることも出來れば、又債權者(金主)も流質に依つてこれを取付することも出來ないではなかつたが、それすら債權者に不利なる種々の條件が課せられて居つた。斯様に經濟の理法を無視した法律の實施が種々の困難を伴つて實行難に陥り、さては其適用を忌避する爲めに各種の方法が工夫されて、其效力を薄からせること

は、經濟史の雄辯に語るところである。徳川氏の歴代將軍の中では日支の法律に造詣が深く、立法家として最も卓越した吉宗は、田島永代賣買の禁令について、如何なる所見を懷いて居つたか。

延享元年六月、寺社奉行大岡越前守・江戸町奉行島長門守・勘定奉行水野對馬守(忠伸)は田島の永代賣買の禁止について次の如き意見を上つて將軍の指令を仰いだ。

田畑永代賣之儀は、寛永二十未年被仰出候ニ付、只今迄右之通御仕置仕來候得共、御下知之通、田畑ニ離れ申度ものは無之、無據賣買をも仕來候、儀ニ奉存候、其上質地ニ入候程之ものは、請戻候手當も無之、流地ニ罷成候類數多有之候得は、名目替候迄ニ而、即永代賣ニ罷成候間、此度右御仕置ニ相止候而も可然哉ニ奉存候ニ付奉伺候、¹⁶⁾

文中の御下知とは、同月の吉宗の指令中に「元來所持之田畑ニ放れ申度ものハ無之候得共」云々とあつたのを指したものである。即ち三奉行の意見としては何人も其田島に離れたくはないけれども、事情餘儀なく他人に賣渡すのである、且つ田島の質入は許されて居るが、質入する程のもは請戻す資力のない爲めに、自然流地になるものが多い、流地と永代賣は名こそ異なれ、事實に變りがないのであるから、田島の永代賣買の禁止は此際撤廢して然るべきやに存するといふのであつた。下情に通曉したといはれる大岡越前守等としては、斯る意見の提出は當然であらう。これに對して、吉宗の指令は次の如くであつた。

此儀は賣買御免ニ成候而ハ不身上之百姓當分徳用ニ目を附、猥ニ田畑賣放候様ニ可相成哉、其上此度之御定ニ成候得は、賣主咎メも軽く成、且又是非差詰リ候時ハ、今迄之通、質地ニ差入候得は差支も無之候間、先今迄之通ニ可差置事、¹⁷⁾

吉宗の意見は田島永代賣買禁止法存置の制限附現狀維持論であるが、其論點は大體三つに分つことが出来る。第一は解禁の結果を恐れたからである。即ち若し賣買を許すことゝなれば、資産の裕かならぬ百姓共が目前の利益に目が眩んで、濫りに其田島を賣放つことゝならうとの觀測からである。第二は眞に差追つて資金を要する百姓の爲めには、從前の田島を質入する方法に依れば事足りるとしたからである。第三には若し萬已むを得ずして刑辟に觸れた賣主に對しては、從來のそれに比して刑を軽くしたからよからうとの意見である。前にも掲げた如く、寛永二十年の刑法では、賣主は一旦收容された上に追放に處せらるべきであつたのを、延享元年六月に、吉宗は體刑を免じて單なる過料に止めた。これが彼れをして「此度の御定ニ成候得は、賣主咎メも軽く成」といはせた通り、確かに其社會政策を加味した刑法の修正であつた。彼れは其祖先以來の傳統的經濟政策を實行する爲めには、少くとも此更新された刑法の支持を必要としたのである。此指令を得た奉行は七月十九日「御附紙之趣承知仕候」¹⁸⁾（吉宗の指令は奉行の伺書に附箋して下附されたから御附紙云々といつたのである）と復申して、こゝに愈田島の永代賣買に關する刑法の確定を見る

17) 科條類典下
18) 科條類典下

に至つた。これを要するに吉宗は百姓の困窮の事情も察して居たであらう、田島の永代賣買を禁じて、流地を許せば、效果の薄いことも知つて居たであらう、故に田島の賣入は依然としてこれを許し、賣買當事者の刑はこれを軽くしたが、それでも、猶ほ且つ永代賣買の禁止を解かうとはせず、却て觸書を發して、五人組・名主・庄屋共から大小の百姓に向つて、平素屢五人組帳を讀聞かせて、禁止の意味を忘却させないやうに力めよと戒飭して居るのである。そこに彼れの立法の底に流る、精神を酌まねばなるまい。

併し乍ら經濟上の需用は到底一片の法文で塞きとめらるべき譯のものではない。元文二年二月の觸書に「田畑永代賣買又ハ地主々年貢諸役を勤、金主には年貢諸役を不勤質地之類は、前々より御停止ニ而、村方五人組帳ニ書記有之處、右之通不埒證文を以訴出候も有之候」云々と見えて居るのは、偶民間に於て、此種の違法行為が普通に行はれて居たことを明示するものである。然るに立法の精神からしても、幕府の司法官は、縦し忌避の手段を講じたものであつても、其證文が明らかに永代賣買の形式を構へて居ない限りは、一々檢舉しやうとせなかつたが、若し公然訴訟沙汰となつた結果、永代賣買の事實があつた場合は、勿論御定書に據つて處分されることを免れなかつた。²⁰⁾ 現に寛政年中にも、戸田采女匠の預所たる美濃國の百姓で、田島の永代買をなした廉を以て處分を受けたものがある。²¹⁾ 加之原則としては明治五年二月に人民の土地處分權を認められる迄、此田島永代賣買の禁止は支持されて來たのである。

19) 科條類典下

20) 三奉行所問答三所收 御勘定奉行江問合書留に「若出入ニ及び露顯致スに於てハ其田如御取上双方等加判之村役人等御管有之候事」と見ゆ

21) 撰述格例初篇一